

熊本県公報

号外 第 7 号
平成 17 年 2 月 13 日 (日)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成17年2月13日の南阿蘇村の誕生に伴う農作物共済の基準の変更
.....(農業団体金融課) 1
- 南阿蘇村と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規則.....(市町村総室) 1
- 登 載 依 頼
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則.....(公安委員会) 1
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正.....(") 2

告 示

熊本県告示第148号の7

平成12年9月6日熊本県告示第724号(農作物共済の基準)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表水稻の項中「同郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村」を「同郡南阿蘇村」に改める。

熊本県告示第148号の8

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定により、南阿蘇村の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成17年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

南阿蘇村と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、南阿蘇村(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を熊本県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年2月13日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年2月13日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2一般国道325号の項中「長陽村」を「南阿蘇村」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 8 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

平成 17 年 2 月 13 日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1 の表高森警察署の項を次のように改める。

高 森 警 署	管轄署 所在地	阿蘇郡 高森町 大字高森	高森町大字高森、上色見、下色見
	野尻 駐在所	同 同 大字津留	高森町大字津留、野尻、尾下、河原、草部、永野原、下切、芹口、菅山、矢津田、中
	白水 駐在所	同 南阿蘇村 大字吉田	南阿蘇村大字両併、白川、吉田、一関、中松
	栃木 駐在所	同 同 大字河陽	南阿蘇村大字河陽（沢津野区、黒川区を除く。）、長野（長野区）
	立野 駐在所	同 同 大字立野	南阿蘇村大字河陽（沢津野区、黒川区）、長野（乙ヶ瀬区）、下野、立野
	久木野 駐在所	同 同 大字河陰	南阿蘇村大字久石、河陰

1 の表備考中「平成 17 年 2 月 11 日」を「平成 17 年 2 月 13 日」に改める。